

# 農業経営体等女性雇用促進事業実施要領

制定 平成 28 年 6 月 7 日 8 経第 454 号農林水産部長通知  
改正 令和 5 年 8 月 8 日 5 経第 554 号農林水産部長通知

## 第 1 趣旨

農林業に従事する者が減少する中、各経営体において農林業及び農産加工等に従事する女性の安定的、継続的な雇用につなげるため、新事業の立ち上げや職場環境の整備等によって女性の活躍の場を創出しながら、経営を強化する取組を支援する。

農業経営体等女性雇用促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第 2 事業の内容

本事業の事業種目、実施主体、事業内容、助成対象経費、採択要件、助成期間、補助率については、別表に掲げるとおりとする。

## 第 3 事業の実施

### 1 事業計画の申請

(1) 本事業を実施しようとする者（以下「実施主体」という。）は、事業計画承認申請書（別記第 1 号様式）により、広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）に申請するものとする。

(2) (1) の申請に当たっては、実施主体が今後の経営の向上を図るために行う具体的な取組内容及びそれに対する目標を定めた計画（以下「ビジネスプラン」という。）を別記第 2 号様式により作成し、添付するものとする。

### 2 事業計画の承認

(1) 広域振興局長等は、第 3 の 1 の (1) の申請があったときは、これを審査し、事業計画の申請内容が適当と認めるときは、事業計画を承認するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業計画の承認をもってこれに代えるものとする。

(2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

### 3 事業計画の変更

実施主体が事業計画を変更しようとする場合は、第 3 の 1 から 2 までの規定を準用するものとする。

なお、変更を要するものは、次のとおりとし、第3の1の(1)に規定する事業計画承認申請書に代えて、事業計画変更承認申請書(別記第3号様式)により申請するものとする。

- (1) 実施主体の変更
- (2) 助成対象経費の2割を超える増減

#### 4 交付決定前着手

(1) 第3の2の規定による事業計画の承認を受けた後、事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する場合は、実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別記第4号様式)を広域振興局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前に事業に着手する場合、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担となることを了知の上、行うものとする。

#### 5 補助金の交付申請等

(1) 実施主体は、規則第5条に基づき、承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書(別記第5号様式)により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 実施主体が規則第9条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書(別記第6号様式)により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、次のとおりとする。

- ア 実施主体の変更
- イ 助成対象経費の2割を超える増減

(3) 実施主体は、申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### 6 実績報告書の提出

(1) 実施主体は、事業完了後速やかに、規則第13条に基づき補助金実績報告書(別記第7号様式)を広域振興局長等に提出するものとする。

なお、助成期間が2箇年度にわたる場合、各年度の事業完了後速やかに補助金実績報告書を提出するものとする。

(2) 実施主体は、前号の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(3) 実施主体は、(1)の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除が確定した場合には、当該金額(前号の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第9号様式による仕入れに係る消費税等相当額報告書により、速やかに広域振興局長等に報告するとともに、広域振興局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合にあっても、その状況等について、事業完了日が属する年度の翌年度の5月30日までに同様式により広域振興局長等に報告しなければならない。

#### 7 交付決定の取消し

広域振興局長等は、実施主体が事業実績報告書を提出するまでに金融機関から本事業の実施に要する経費のうち、別表で定める金融機関からの融資又は融資決定を受けていないときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

#### 8 概算払

実施主体は、知事が別に定めるところにより、補助金の概算払請求をすることができる。

### 第4 書類の提出

この要領により広域振興局長等に提出する書類は、実施主体が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内に所在する場合にあつては京都府農林水産部経営支援・担い手育成課に、その他の場合にあつては実施主体の所在する市町村の区域を所管する京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課に提出するものとする。

### 第5 助成

広域振興局長等は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で助成するものとする。

本事業により整備した施設及び機械等については、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入するものとする。

## 第6 推進及び指導体制

府は、本事業の円滑な推進を図るため、農業ビジネスセンター京都及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）と連携し、本事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うものとする。

## 第7 実施状況の報告

実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から5箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに実施状況報告書（別記第8号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

なお、実施主体は、売上高の実績が事業計画に基づく年度毎の目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の専門家派遣による指導・助言を受け、対策を講じるものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則（平成28年6月7日8経第454号農林水産部長通知）

この要領は、平成28年度分の事業から適用する。

附 則（令和5年8月8日5経第554号農林水産部長通知）

この要領は、令和5年8月8日から施行し、令和5年度分の事業から適用する。